

市区町村別集計項目（推進体制等）

市区町村別集計項目（推進体制等）											鳥取県							
											市区町村数		19					
都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1			問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 （2024年4月1日現在で有効なもの）						
			担当課(室)名	所 属	事 務 所 掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有				問4-1 無		
								問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況		
						12	19	19				16						
31	201	鳥取市	男女共同参画課	1	1	1	1	鳥取市男女共同参画推進条例	2002年3月26日	2002年4月1日		第4次鳥取市男女共同参画かがやきプラン	2021年4月1日	～	2026年3月31日	1	1	
31	202	米子市	男女共同参画推進課	1	1	1	1	米子市男女共同参画推進条例	2010年3月26日	2010年4月1日		第4次米子市男女共同参画推進計画	2023年4月	～	2028年3月	1	1	
31	203	倉吉市	人権政策課	1	2	1	1	倉吉市男女共同参画推進条例	2004年12月17日	2005年4月1日		第6次くらよし男女共同参画プラン	2021年4月1日	～	2026年3月31日	1	1	
31	204	境港市	人権政策室	1	2	1	1	境港市男女共同参画推進条例	2012年3月30日	2012年4月1日		第4次境港市男女共同参画推進計画	2024年4月1日	～	2029年3月31日	1	1	
31	302	岩美町	教育委員会事務局	2	2	2	1	岩美町男女共同参画推進条例	2013年3月21日	2013年4月1日		いわみ虹色プラン-岩美町男女共同参画計画-	2021年4月	～	2026年3月	1	1	
31	325	若桜町	教育委員会事務局	2	2	1	1	若桜町男女共同参画推進条例	2010年12月22日	2010年12月22日		第4次若桜町男女共同参画プラン	2022年4月1日	～	2027年3月31日	1	1	
31	328	智頭町	総務課	1	2	1	1	智頭町男女共同参画推進条例	2010年3月24日	2010年4月1日								1
31	329	八頭町	男女共同参画センター	1	1	1	1	八頭町男女がともに輝くまちづくり条例	2005年3月31日	2005年3月31日		第4次八頭町男女共同参画プラン	2021年4月1日	～	2026年3月31日	1	1	
31	364	三朝町	総務課	1	2	2	1	三朝町男女共同参画推進条例	2009年3月23日	2009年4月1日		第4次三朝町男女共同参画プラン	2021年4月1日	～	2027年3月31日	1	1	
31	370	湯梨浜町	まちづくり企画課	1	2	1	1	湯梨浜町男女共同参画条例	2009年3月16日	2009年4月1日		湯梨浜町性別にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくりプラン	2024年4月1日	～	2029年3月31日	1	1	
31	371	琴浦町	企画政策課	1	2	1	1	琴浦町男女共同参画推進条例	2006年9月22日	2006年9月22日		第4次琴浦町男女共同参画プラン-性別にかかわらず誰もが生き生きと暮らせる社会づくり-	2023年4月	～	2028年3月	1	1	
31	372	北栄町	企画財政課	1	2	1	1	北栄町男女共同参画推進条例	2006年3月23日	2006年4月1日		第4次北栄町男女共同参画基本計画	2022年4月	～	2027年3月	1	1	
31	384	日吉津村	住民課	1	2	2	1	日吉津村男女共同参画推進条例	2008年3月25日	2008年3月25日								1
31	386	大山町	人権推進室	1	2	1	1	大山町男女共同参画推進条例	2012年3月28日	2012年4月1日		大山町誰もが共同参画できる社会づくり計画(第4次大山町男女共同参画プラン)	2022年4月1日	～	2027年3月31日	1	1	
31	445	南部町	総務課	1	2	1	1	南部町男女共同参画推進条例	2006年12月25日	2006年12月25日								1
31	390	伯耆町	総務課	1	2	2	1	伯耆町男女共同参画推進条例	2006年3月24日	2006年4月1日		第3次伯耆町男女共同参画推進計画	2021年4月	～	2026年3月	1	1	
31	401	日南町	総務室	1	2	2	1	日南町男女共同参画推進条例	2013年3月25日	2013年4月1日		第5次日南町男女共同参画推進計画	2024年4月	～	2029年3月	1	1	
31	383	日野町	企画政策課	1	2	2	1	日野町男女共同参画推進条例	2017年3月21日	2017年3月21日		第4次日野町男女共同参画プラン	2023年4月1日	～	2028年3月31日	1	1	
31	403	江府町	総務課	1	2	2	1	江府町男女がともに輝くまちづくり条例	2010年3月23日	2010年4月1日		江府町誰もが自分らしく輝けるまちづくりプラン(第4次江府町男女共同参画プラン)	2023年4月	～	2028年3月	1	1	

＜選択肢回答＞

所属

- 1 首長部局
2 教育委員会

庁内連絡会議

- 1 有
2 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2025年3月末までの制定を目的に検討中
2 2024年度以降の制定を目的に検討中
3 その他
4 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
2 一体でない

計画の策定方法（総合計画の一部として策定している場合、「問4－2 計画名称」は括弧書きで表記）

- 1 単独計画として策定
2 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定予定有
2 策定予定無

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2024年4月1日現在で開設済の施設)															
			問6－1		問6－4 所在地等						問6－3 施設 形態		問6－5 管理・運営主体					
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	施設管理			事業運営					
										単 独	複 合	直 営	指定 管理者	そ の 他	直 営	指定 管理者	そ の 他	
			4								2	2	2	1	1	3	0	1
31	201	鳥取市	鳥取市男女共同参画センター	輝なんせ鳥取	680-0822	鳥取県鳥取市今町2丁目151	0857-24-2704	0857-24-2704	http://www.city.tottori.lg.jp	○		○			○			
31	202	米子市	米子市男女共同参画センター	かぶりあ	683-0811	米子市錦町1丁目139番地3	0859-31-1591	0859-31-1592			○		○		○			
31	203	倉吉市																
31	204	境港市	境港市男女共同参画センター		684-0033	境港市上道町1989番地5	0859-44-7280	0859-44-7280			○			○			○	
31	302	岩美町																
31	325	若桜町																
31	328	智頭町																
31	329	八頭町	八頭町男女共同参画センター	かがやき	680-0607	鳥取県八頭郡八頭町徳丸578-1	0858-84-2361	0858-84-2362	https://www.town.yazu.tottori.jp/soshiki/4/	○		○			○			
31	364	三朝町																
31	370	湯梨浜町																
31	371	琴浦町																
31	372	北栄町																
31	384	日吉津村																
31	386	大山町																
31	445	南部町																
31	390	伯耆町																
31	401	日南町																
31	383	日野町																
31	403	江府町																

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男 女 共 同 参 画 ・ 女 性 の た め の 総 合 的 な 施 設 （2024 年 4 月 1 日 現 在 で 開 設 済 の 施 設）														
			問6－1 名 称	問6－2 設立年月日	問6－6 職員数(人)		問6－7 予算額 (千円)	問6－8 主 な 事 業									
					常勤（雇用） の定めがない職 員）	非常勤（雇用） の定めがあ る職員）		広 報 啓 発	講 座	相 談 事 業	情 報 ・ 提 供	苦 情 処 理	交 流 促 進	企 業・N P O と の 連 携	国 際 交 流	調 査 研 究	その他
			4					4	4	1	4	0	3	0	0	0	
31	201	鳥取市	鳥取市男女共同参画センター	2002年7月1日	0	5	18,628	○	○		○		○				
31	202	米子市	米子市男女共同参画センター	2003年4月1日	0	5	2,306	○	○		○		○				かぶりあ祭
31	203	倉吉市															
31	204	境港市	境港市男女共同参画センター	2003年6月22日	0	0	50	○	○		○		○				団体・個人の育成及び支援に関すること
31	302	岩美町															
31	325	若桜町															
31	328	智頭町															
31	329	八頭町	八頭町男女共同参画センター	2010年7月1日	2	3	3,326	○	○	○	○						
31	364	三朝町															
31	370	湯梨浜町															
31	371	琴浦町															
31	372	北栄町															
31	384	日吉津村															
31	386	大山町															
31	445	南部町															
31	390	伯耆町															
31	401	日南町															
31	383	日野町															
31	403	江府町															

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画に関する宣言			問5 首 長、自 治 会 長 等 の 状 況（2024年7月1日現在）														
			問7-2			市 区 長 数	うち 女性 市区 長数	女性 比率 （%）	副 市 区 長 数	うち 女性 副市 区長 数	女性 比率 （%）	町 村 長 数	うち 女性 町村 長数	女性 比率 （%）	副 町 村 長 数	うち 女性 副町 村長 数	女性 比率 （%）	自 治 会 長 数	うち 女性 自治 会長 数	女性 比率 （%）
			宣 言 年 月 日	宣 言 名 称	宣 言 の 形 態															
				2		4	0	0.0	4	0	0.0	15	1	6.7	14	0	0.0	2,763	121	4.4
31	201	鳥取市	2004年10月7日	鳥取市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							824	34	4.1
31	202	米子市				1	0	0.0	1	0	0.0							414	18	4.3
31	203	倉吉市	2003年3月20日	くらし男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							218	4	1.8
31	204	境港市				1	0	0.0	1	0	0.0							93	4	4.3
31	302	岩美町										1	0	0.0	1	0	0.0	120	3	2.5
31	325	若桜町										1	0	0.0	1	0	0.0	40	0	0.0
31	328	智頭町										1	0	0.0	1	0	0.0	89	4	4.5
31	329	八頭町										1	0	0.0	1	0	0.0	134	4	3.0
31	364	三朝町										1	0	0.0	1	0	0.0	61	1	1.6
31	370	湯梨浜町										1	0	0.0	1	0	0.0	76	5	6.6
31	371	琴浦町										1	1	100.0	1	0	0.0	156	13	8.3
31	372	北栄町										1	0	0.0	1	0	0.0	63	2	3.2
31	384	日吉津村										1	0	0.0	0	0		7	0	0.0
31	386	大山町										1	0	0.0	1	0	0.0	164	12	7.3
31	445	南部町										1	0	0.0	1	0	0.0	92	8	8.7
31	390	伯耆町										1	0	0.0	1	0	0.0	90	2	2.2
31	401	日南町										1	0	0.0	1	0	0.0	33	0	0.0
31	383	日野町										1	0	0.0	1	0	0.0	49	6	12.2
31	403	江府町										1	0	0.0	1	0	0.0	40	1	2.5

＜選択肢回答＞
男女共同参画に関する宣言
宣言の形態
1 首長声明
2 議会の議決
3 庁内連絡会議の決定
4 その他

調査時点コード	1	2024年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都 道 府 県	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値								問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基 づく審議会等における登用状況	問10 地方自治法(第180条の5)に基 づく委員会等における登用状況	問9-1						調査時点コード																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
			問8-1				問8-2							(再掲)市町村防災会 議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会 議(会長を含む)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			目 標 値 (%)	目 標 達 成 期 限	目 標 値	審 議 会 等 数	うち 女性 委員 数	を 含 む 総 委員 数	うち 女性 等 数 委員	女性 比 率 (%)				審 議 会 等 数	うち 女性 委員 数	を 含 む 総 委員 数	うち 女性 等 数 委員	女性 比 率 (%)	委 員 会 等 数	うち 女性 委員 数	を 含 む 総 委員 数	うち 女性 等 数 委員	女性 比 率 (%)	総 委員 数	うち 女性 委員 数	女性 比 率 (%)	総 委員 数	うち 女性 委員 数	女性 比 率 (%)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	

調査表4－4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

鳥取県

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の 範囲				問9 地方自治法(第202条の3)に基 づく審議会等における登用状況					問10 地方自治法(第180条の5)に基 づく委員会等における登用状況					(再掲) 市町村防災会議 (委員のみ)			(再掲) 市町村防災会議 (会長を含む)			
			目 標 値 (%)	目 標 年 度	審 議 会 等 数	うち を 含 む 数 女性 委員	総 委 員 数	うち 等 数 女性 委員	女性 比 率 (%)		審 議 会 等 数	うち を 含 む 数 女性 委員	総 委 員 数	うち 等 数 女性 委員	女性 比 率 (%)	委 員 会 等 数	うち を 含 む 数 女性 委員	総 委 員 数	うち 等 数 女性 委員	女性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 数 女性 委員	女性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 数 女性 委員	女性 比 率 (%)			
														4	4	189	73	38.6	1	0	2	0	0.0						
		鳥取市												2	2	79	29	36.7	0	0	0	0	0.0						
		米子市												2	2	110	44	40.0	1	0	2	0	0.0						
		倉吉市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		境港市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		岩美町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		若桜町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		智頭町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		八頭町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		三朝町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		湯梨浜町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		琴浦町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		北栄町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		日吉津村												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		大山町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		南部町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		伯耆町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		日南町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		日野町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		江府町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						

調査時点コード	1	2024年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	問11-1 管理職の在職状況																		問11-2 職務上の地位別職員在職状況										問11-2		問11-5 本庁の防災・危機管理部署への配置状況							問11-5																																																																																																																																																																																																																																												
			うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職						調査 時 点 コ ー ド	その他	防 災 ・ 局 機 関 管 理	うち					調査 時 点 コ ー ド	その他																																																																																																																																																																																																																																																
			管理 職 総 数	うち 管理 職 数	女性 比 率	管理 職 総 数	うち 女性 職 管 数	女性 比 率 (%)	部 局 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	部 局 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	次 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	次 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	課 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	課 長 補 佐 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)				係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数			女性 比 率 (%)	防 災 ・ 局 機 関 管 理	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	うち管理職数																																																																																																																																																																																																																																											
																																									女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)	女性 比 率 (%)

調査時点		議会関係は2024年7月1日（その他2024年4月1日）																							
都道府県	市区町村	市	区	町	村	コ	ロ	ド	名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査															
										問11－3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	問3で1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－5 問1で1. を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具 体例	問12－6 問5で1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 （2及び3の場合を除く。）	配偶者の 出産	育児	家族の 看護
										16		1の合計	19	0	19		3			17	17	17	17	17	10
										1		2の合計	0	16	0		16			1	2	1	1	2	0
										0		3の合計	0	2			0			0	0	0	0	0	0
										2		4の合計	0	1						1	0	1	1	0	0
31		鳥取市								鳥取市議員旧姓等使用取扱要綱 第2条 職員は、任命権者に届け出ることにより、法令等に抵触するおそれなく専ら職員間で使用している文書、簡易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。 2 DV防止法に規定する配偶者等による暴力を受けていることが明らかな職員で、当該暴力から避難するために日常生活において専ら通称名を使用している職員は、任命権者に届け出ることにより、法令等に抵触するおそれなく専ら職員間で使用している文書、簡易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、通称名を使用することができる。	鳥取市議会	1	2	1	鳥取市議会会議規則 第2条2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
31		米子市								米子市議員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、法令等に抵触するおそれがない場合に限り、公務に関する文書等で専ら職員間で使用しているもの及び職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのない軽易なものについて、旧姓を使用することができる。	米子市議会	1	2	1	米子市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席することができないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
31		倉吉市								倉吉市議員旧姓等使用取扱規程 第3条 旧姓等を使用することができる文書等は、旧姓等を使用しても法令等に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等とし、おおむね次に掲げる基準に該当するものとする。 (1) 専ら組織内部で使用される文書等で、かつ、容易に当該旧姓等を使用する議員の同一性を確認できるもの (2) 職員の権利義務に係る文書等で、容易に当該旧姓等を使用する職員の同一性を確認でき、旧姓等の使用を原因とする係争のおそれがないもの (3) 対外的に使用されるおそれがあるが、単に氏名の記載にとどまるもの等、特別な法律関係を生じさせるおそれのないもの 2 次に掲げる基準に該当する文書等には、旧姓等を使用することができない。 (1) 職員の身分関係に関わる文書等で、法令等に根拠があるもの又は法令等に基づく事務処理等に与える影響の大きいもの (2) 職員の権利義務関係に係る文書等で、法令等に根拠があるもの又は法令等に基づく事務処理等に与える影響の大きいもの (3) 公権力の行使に係るもの等、対外的に大きな影響を与えるおそれがあるもの 3 前2項に掲げるいずれの基準にも該当しないと考えられる文書等については、職務遂行上、又は事務処理上の影響等を考慮し、任命権者が旧姓等使用の可否を決定する。	倉吉市議会	1	2	1	倉吉市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 略 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
31		境港市								境港市議員の旧姓使用に関する取扱要綱 第1条 この要綱は、境港市職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により、戸籍上の氏を改めた職員について、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することについて、必要な事項を定めるものとする。	境港市議会	1	3	1	境港市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
31		岩美町								岩美町議員の旧姓使用に関する要綱 (旧姓の使用) 第2条 職員は、法令等に抵触する恐れがなく、職務遂行上又は事務処理上支障がないものにおいて、旧姓を使用することができる。 2 旧姓を使用することができない文書等は、次の各号のいずれかに該当するものとし、その主な文書等とは、別表第1に掲げるものとする。 (1) 職員の身分に係るもの (2) 職員の権利や義務に関する文書等で、特別な法律関係を生じさせるおそれのあるもの (3) その他町長が適当と認めない文書 3 別表第2に掲げる文書等に旧姓を使用する場合は、戸籍上の氏と旧姓を併記しなければならない。	岩美町議会	1	3	1	岩美町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1		

都	市	区	府	町	村	コ	コ	ド	ド	名		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査														
												問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問1で1. を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問1で1. を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問3で1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問1で1. を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12-6 問5で1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)						
問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。												議 会 名							配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。													1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。													
												若桜町職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この要綱は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に定める一般職(以下「職員」という。))に適用する。 (旧姓の使用の基準) 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用しても法令等に抵触するおそれがなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等とし、別表第1に掲げる基準に該当するものとする。 2 別表第2に掲げる基準に該当する文書等には、旧姓を使用することができない。	若桜町議会	1	2	1	若桜町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
												智頭町職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓の使用) 第2条 職員は、総務課長に届け出ることにより、法令等に抵触するおそれがなく、専ら職員間で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	智頭町議会	1	4	1	智頭町長期欠席議員の議員報酬等の特例に関する条例 第5条 次の各号に掲げる事由により議員活動を引き続き長期間休止したときは、第3条及び前条の規定は適用しない。 (1) 公務上の災害等 (2) 出産(職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年智頭町条例第3号)第14条に準ずる期間とする。) (3) 前2号に定めるもののほか、智頭町議会議長(以下「議長」という。))が認める理由により議会活動ができない場合	2			4	2	4	4	2	
												八頭町職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓の使用) 第2条 職員は、総務課長に届け出ることにより、法令等に抵触するおそれがなく、専ら職員間で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	八頭町議会	1	2	1	八頭町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
												三朝町旧姓使用取扱規定 第1条 この規程は、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	三朝町議会	1	2	1	三朝町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
												湯梨浜町職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この訓令は、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	湯梨浜町議会	1	2	1	湯梨浜町議会会議規則 (欠席の届出)第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにしてあらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
												琴浦町職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この訓令は、琴浦町に勤務する一般職の職員(以下「職員」という。))が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。(旧姓の使用の基準) 第2条 職員は、総務課長に届けることにより、法令等に抵触するおそれなく、専ら職員間で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。2 次に掲げる基準に該当する文書等には、旧姓を使用することができない。(1) 職員の身分関係に関わる文書等で、法令等に抵触があるもの又は法令等に基づき職務処理等に与える影響の大きいもの(2) 職員の権利義務関係に係る文書等で、法令等に根拠があるもの又は法令等に基づく事務処理等に与える影響の大きいもの(3) 公権力の行使に係るもの等、対外的に大きな影響を与えるおそれがあるもの(旧姓を使用することができる文書等) 第3条 前条第1項の規定による旧姓を使用することができる文書等は、別表に掲げるとおりとする。2 旧姓の使用を届け出る職員は、前項に規定する旧姓を使用することができるすべての文書等において旧姓を使用するものとする。3 第1項の規定にかかわらず、職員(臨時及び非常勤の職員の除く。))が職員証明書への旧姓の併記を希望する場合には、旧姓の使用を届け出る際に併せてその旨を届け出ることとする。(旧姓使用届) 第4条 職員は、第2条第1項の規定による旧姓の使用をしようとするときは、旧姓使用届(様式第1号)を所属長を経由して総務課長に提出しなければならない。2 総務課長は、前項の届について、特に必要があるとき又は当該職員に対して、当該届記載内容の確認ができるものの提出を求めることができる。(中止届) 第5条 旧姓を使用している職員が、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第2号)を所属長を経由して総務課長に提出しなければならない。2 戸籍上の氏を改めた場合を除き、前項の規定により旧姓使用中止届を提出した職員は、特別な事情のない限り、再び同じ旧姓を使用することはできない。(旧姓使用職員台帳等) 第6条 総務課長は、第4条及び前条の届を受理したときは、所属長に対してその旨を通知するものとする。2 総務課長は、第4条から第6条について、その内容を旧姓使用職員台帳(様式第3号)に記載するものとする。(職員及び所属長の責務) 第7条 旧姓を使用する職員は、旧姓の使用に当たっては、町民に対して、又は職場内において誤解や混乱を生じさせないように努めなければならない。2 所属長は、所属職員の旧姓使用に当たり、適切な運用と公務の円滑な遂行が図られるよう努めなければならない。	琴浦町議会	1	2	1	琴浦町議会会議規則 琴浦町議会会議規則(参集) 第1条 議員は、招集の当日開議定刻前に議場に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。(欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1			議員報酬の減額) 第4条 議会の議員が疾病等自己都合により、町議会の会議、委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第12項の規定により設置された議会の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場(以下「町議会の会議等」という。))の全てを欠席した月(以下「議員活動ができない月」という。))が連続して6月を超えるときは、当該月の議員報酬は、前条の規定により算出された議員報酬の額から当該議員報酬の額に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合(以下「減額率」という。))を乗じて得た額を減じた額とする。(1) 議員活動ができない月が連続して6月を超え12月以下かつ100分の20 (2) 議員活動ができない月が連続して12月を超え24月以下かつ100分の30 (3) 議員活動ができない月が連続して24月を超えかつ100分の502公務上の災害その他これらに類するものとして議長が認める理由により町議会の会議等を欠席したときは、前項の規定は適用しない。(期末手当の減額) 第7条 期末手当の支給基準日(以下「基準日」という。))以前6箇月以内に第4条第1項の規定により議員報酬を減額されている者の期末手当の額は、前条の規定により算出された期末手当の額から当該期末手当の額に減額率を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、減額率が2以上ある場合は基準日に近い日に適用した減額率とする。	1	1	1	1	1

道	区	府	町	県	村	コ	コ	市	区	町	村	ド	ド	名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
															問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5		問12-6		問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
																					1. あり 2. なし 3. その他	その他具 体例	配偶者の 出産	育児		家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
															1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具 体例			配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
31			372												北栄町職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨)第1条 この要綱は、北栄町一般職の職員(臨時及び非常勤職員を含む、以下「職員」という。)が婚姻等によって戸籍上の氏を改めたときに、その改氏によって生ずるおそれのある職業生活上の支障を回避することを目的に、希望による改める前の氏(以下「旧姓」という。)の使用に関して必要な事項を定めるものとする。	北栄町議会	1	2	1	北栄町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1			北栄町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 (議員報酬の減額)第3条 議会の議員が疾病等自己の都合により、町議会の会議、委員会及び地方自治法第100条第12項の規定により設置された議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場(以下「町議会の会議等」という。)のすべてを欠席した月(以下「議員活動ができない月」という。)が連続して6月を超えるときは、当該月の議員報酬は、前条の規定により算出された議員報酬の額から当該議員報酬の額に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合(以下「減額率」という。)を乗じて得た額を減じた額とする。 (1) 議員活動ができない月が連続して6月を超え12月以下のとき 100分の20 (2) 議員活動ができない月が連続して12月を超え24月以下のとき 100分の3 (3) 議員活動ができない月が連続して24月を超えるとき 100分の50	1	1	1	1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
31															日吉津村職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓の使用) 第2条 職員は、村長に届け出ることにより、法令等に抵触するおそれなく、専ら職員間で使用している文書、簡易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	日吉津村議会	1	2	1	日吉津村議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に出欠届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
31															大山町職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓の使用) 第2条 職員は、総務課長に届け出ることにより、法令等に抵触するおそれなく、専ら職員間で使用している文書、簡易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	大山町議会	1	2	1	大山町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1			大山町長期欠席議員の議員報酬等の特例に関する条例 (議員報酬の減額) 第3条 議員に何かしらの事由により、議員活動を引き続き長期間休止したときの議員報酬は、その職に応じた議員の報酬から、町議会の会議等を欠席した日から、町議会の会議等に出席した日の前日までの期間(以下「議員活動ができない期間」という。)に応じて、当該議員報酬に次の表に定める減額の割合を乗じて得た額を減じて得た額とする。 議員活動ができない期間 減額の割合 3箇月を超え6箇月以下であるとき 100分の20 6箇月を超え12箇月以下であるとき 100分の30 12箇月を超えるとき 100分の50	1	1	1	1	1	1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
31															南部町職員旧姓使用取扱要綱 第2条(旧姓の使用) 職員は、町長に届け出ることにより、法令等に抵触するおそれなく、専ら職員間で使用している文書、簡易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	南部町議会	1	2	1	南部町議会会議規則 前項の規定にかかわらず、議員又は議員の配偶者の出産により出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。(第2条第2項)	2			1	1	1	1	1	1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
31															伯耆町職員旧制使用取扱要綱 (旧姓の使用) 第2条 職員は、町長に届け出ることにより、法令等に抵触するおそれなく、専ら職員間で使用している文書、簡易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	伯耆町議会	1	2	1	伯耆町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
31																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					

調査時点	議会関係は2024年7月1日（その他2024年4月1日）
------	------------------------------

都道府県	市区町村	市町村名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査														地域防災計画や避難所運営に関する指針（手引き・ガイドラインを含む）における具体的な役割	
			問12－8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12－9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12－10 議会におけるハラスメント防止に関する取組（ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。）を行っていますか。	問12－11 問12－10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問12－12 問12－11で、1. を選択した場合該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12－14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12－15 男女共同参画に関する研修（ハラスメント防止に関するもの以外）を行っていますか。	問12－16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12－17 問16で、1. を選択した場合該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－18 政治分野の男女共同参画の実施に役を担っていることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13－1 左記で、1. を選択した場合該当部分の規定を記入してください。
			1. 人員及び場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。（常設） 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1 関するハ 等（ラ ）規 スが定 メ ある ヘ ン 理防 規 止	す2 る。議 員ラ ス し け メ ン を 相 関 する 口 関	3 ・ そ の 他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。			1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他（不明等）		
			0	0	6					8	2	4	0			1		
			0	1	5	3	1	3		3	5	4	2			17		
			0	0	8					8	4	11	0			1		
			19	18									17					
31	201	鳥取市	4	4	3					1	3	3	2			1	地域防災計画 「鳥取市地域防災計画 第3部 災害応急対策計画」の「市災害対策本部の構成及び事務分掌」に記載	
31	202	米子市	4	4	3					1	1	3	2			2		
31	203	倉吉市	4	4	1			3	議会改革推進特別委員会においてハラスメント防止条例の素案を作成し、条例制定に向けて市長に要望書を提出	1	3	3	4			2		
31	204	境港市	4	4	2					1	2	2	4			2		
31	302	岩美町	4	4	3					3		3	4			2		
31	325	若桜町	4	4	2					3		3	4			2		
31	328	智頭町	4	4	2					2	2	1	4			2		

			市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査														地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
道	区		問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問12-12 問12-11で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問16で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1. を選択した場合該当部分の規定を記入してください。
府	町																	
県	村	町																
コ	コ		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関するハラスメント等が定められている	2. 議員向け相談窓口を設置している	3. その他	その他内容		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。			1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	
ド	ド	名								八頭町議会ハラスメント防止条例 (目的) 第1条 この条例は、全ての議員が相互に人格を尊重し、信頼し合い、議員及び議会としての役割を十分に発揮するため、議員による町長等に対するハラスメントの防止に関し必要な措置を講じ、並びにハラスメントの被害者へ配慮することにより、町長等が個人としての尊厳を尊重され、良好な執務環境を確保することで、町政の効率的な運用に寄与し、もって信頼される議会の実現に資することを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において、「町長等」とは、八頭町議会基本条例(平成27年八頭町条例第47号)第3条第1項第1号に規定する町長等の補助職員及び議会事務局の職員をいう。 [八頭町議会基本条例(平成27年八頭町条例第47号)第3条第1項第1号] 2 この条例において「ハラスメント」とは、議員による次に掲げる言動をいう。 (1) 議会、職場又は地域における徹底的な関係を背景とした言動であって、議会活動、議員活動又は選挙活動(準備活動を含む。)その他の政治活動上必要かつ相当な範囲を超え、当該言動の相手方とされた町長等(以下「相手方等」という。)に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、相手方等の人格若しくは尊厳を害し、又は相手方等の執務環境を害することとなるようなもの (2) 相手方等を不快にさせる性的な言動 (議員の責務) 第3条 議員は、町民全体の代表者として町政に携わる権能及び責務を自覚するとともに、常に高い倫理意識を持ち、地方自治の本旨に従って、その使命を達成するため、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、人権侵害に当たることと認識し、ハラスメントの防止に努めなければならない。 2 議員は、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、労働意欲を低下させ、及び執務環境を害するものであること並びに町長等が職務遂行上の対等な立場にあることを自覚し、町長等の人格を尊重した活動を行わなければならない。 3 議員は、当該議員によるハラスメントが行われたと疑われたときは、自ら誠実な態度を持って疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明確にしなければならない。 4 議員は、ハラスメントに当たる言動を行っている事態に遭遇した時は、当該言動を行っている議員に対し厳に慎むべき旨を指摘し、解決するよう努めなければならない。 (研修等) 第4条 議長は、ハラスメントの防止及び排除を図るため、議員に対し必要な教育、研修等を実施するものとする。 (調査等) 第5条 議長は、議長が別に定めるところにより、町長等からハラスメントに関する申出がなされたときは、当該申出に係る事実関係を調査し、当該問題を迅速かつ適切に解決するよう努めるものとする。 2 議長は、前項に規定するハラスメントに係る事実関係の調査及び確認を行うため、第7条に規定する八頭町議会ハラスメント審査会に諮問し、その意見を聴かなければならない。 [第7条 (公表等) 第6条 議長は、前条の規定による調査により議員によるハラスメントが行われたことを確認したときは、当該ハラスメントを行った議員の氏名の公表その他必要な措置を講ずるものとする。 2 議長は、前項の規定によりハラスメントを行った議員の氏名を公表しようとするときは、次条の規定により八頭町議会ハラスメント審査会の意見を聴かなければならない。 (八頭町議会ハラスメント審査会の設置) 第7条 次の各号に掲げる諮問に応ずるため、八頭町議会ハラスメント審査会(以下「審査会」という。)を置く。 (1) ハラスメントを防止するための措置に関する諮問 (2) ハラスメントに係る事実関係の調査及び確認に関する諮問 (3) ハラスメントが確認された場合に適切に対応するための措置に関する諮問 2 前項に定めるもののほか、審査会の組織及び委員その他審査会に関し必要な事項については、議長が別に定める。 (議長職務の代行) 第8条 議長が調査の対象となったときは副議長が、議長及び副議長が共に調査の対象となったときは年長の議員がこの条例に規定する議長の職務を行う。 第9条 審査会は次に掲げる職務を行う。 (1) 審査会は、第7条の規定により審査を求められたときは、諮問を受けた日から60日以内に、議長に意見書を提出しなければならない。 [第7条] (2) 審査会は、前項の職務を行うため、関係人から事情を聴取し、資料の提供を求める等必要な調査を行うことができる。 (3) 審査会は、当該議員に出席を求め、弁明の機会を与えなければならない。 (クレーマー等の保護等) 第10条 議員は、ハラスメントの被害者及び関係者のプライバシーの確保に十分配慮し、当該ハラスメントに関し審査会の結果が公表されるまでは何人も職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 2 議員は、ハラスメントに関する申出、当該申出に係る調査への協力その他ハラスメントが行われた場合は、町長等の対応に起因して町長等が不利益を受けることがないようにしなければならない。 (委任) 第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。 附 則 (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。 (適用区分) 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われたハラスメントについて適用する。 <th>1</th> <th>3</th> <th>3</th> <th>4</th> <th></th> <th>2</th> <th></th>	1	3	3	4		2		
31	329	八頭町	4	4	1	1					1	3	3	4			2	
31	364	三朝町	4	4	3						3		3	4			2	

道	区	市	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査														地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
			問12－8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12－9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12－10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12－11 問12－10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問12－12 問12－11で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12－13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12－14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12－15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12－16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12－17 問16で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12－18 政治分野の男女共同参画の実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13－1 左記で、1. を選択した場合該当部分の規定を記入してください。
府	区	町																
県	村	町																
コ	コ	村																
ド	ド	名																
31	370	湯梨浜町	4	4	1				3	議長が相談窓口になっている。		2	2	2	4		2	
31	371	琴浦町	4	4	3							3		3	4		2	
31	372	北栄町	4	4	3							3		3	4		2	
31	384	日吉津村	4	4	1				3	不定期に参集の際に確認・意見交換を行っている。		1	3	1	4		2	
31	386	大山町	4	4	1	1	2			大山町議会ハラスメント防止条例施行規程、大山町議会ハラスメント防止条例 大山町議会ハラスメント防止条例施行規程(研修等の開催) 第2条 条例第5条の研修等を実施する時期は、議員の任期開始日以後1年以内での開催に努めるものとする。 (相談等への対応) 第3条 条例6条第1項の規定によるハラスメント相談窓口(以下「相談窓口」という。)は、相互に連携し、相談に係る問題の事実関係の確認及び当該相談に係る当事者に対する助言等により、当該問題を迅速かつ適切に解決するよう努めるものとする。 大山町議会ハラスメント防止条例(研修等) 第5条 議長は、議員によるハラスメントの防止を図るため、議員に対し必要な研修等を実施しなければならない。 (相談窓口の設置) 第6条 議長は、議員によるハラスメントに関する苦情の申出及び相談に対応し、苦情等の円滑かつ公正な解決を図るため、ハラスメント相談窓口を置くものとする。	1		1	4		2		
31	389	南部町	4	4	2						2	2	2	4		2		
31	390	伯耆町	4	2	1	1				伯耆町議会議員政治倫理条例 (政治倫理基準) 第3条 議員は、地方自治法(昭和22年法律第67号、以下「法」という。)、公職選挙法(昭和25年法律第100号)、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)等の法令とともに、議員の品位と名誉を重んじ次に掲げる政治倫理基準を遵守して行動しなければならない。 (1) 議員の地位を利用して、自己又は特定の者の不当な利益を図ってはならないこと。 (2) 不当な金品等の授受を行ってはならないこと。 (3) 政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある政治活動に関する寄附(議員の後援団体に對するものを含む。)を受けてはならないこと。 (4) 町若しくは関係団体(法第244条の2第3項に規定する町の指定管理者及び町が資本金その他これに準ずるものを出資している法人をいう。次号において同じ。)が締結する売買、賃借、請負その他の契約又は特定の者に対する行政庁の処分に関し、特定の者に有利になる働きかけをしてはならないこと。 (5) 前号に規定するもののほか、議員の地位を利用して地位による影響力を及ぼすことにより、町の職員又は関係団体の役職員の公正な職務の執行を妨げる等不当な行為をしてはならないこと。 (6) 町の職員の採用及び人事異動に不当な関与をしてはならないこと。 (7) 町から運営補助金等の交付を受けている受益団体の代表者等には原則就任しないこと。ただし、公益的団体の代表者等に就任する場合は、この限りでない。 (8) 町の重議会議決機関の委員には、法令に基づきものを除き、就任しないこと。	1	2	1	4		2		
31	401	日南町	4	4	2						3		2	4		2		
31	402	日野町	4	4	3						3		3	4		3		
31	403	江府町	4	4	3						3		3	4		2		